

大学院生・大学生・短大生のための

学生教育研究災害傷害保険
学研災付帯賠償責任保険
学研災付帯学生生活総合保険
学研災付帯海外留学保険



学生生活を全面的にバックアップします!!



公益財団法人 日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

I. 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」） 学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）

学生教育研究災害傷害保険とは 学研災付帯賠償責任保険とは

教育研究活動中の事故の予防については、日頃から万全な対策を立てておく必要がありますが、それでも事故は思わぬときに起こるものです。

もし、不幸にして事故が発生した場合は、被害を受けた学生又は加害事故（賠償責任事故）を起こした学生に対する救済措置を十分図らなければなりません。

学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険は、大学関係者の皆様からのこのような要請に応じて、大学・大学院・短大に学ぶ学生（留学生等も含みます。）の教育研究活動中の災害に対する全国規模の統一的な補償制度として創設されました。

本制度は大学による事務のご協力を前提とし、大多数の大学が（公財）日本国際教育支援協会の賛助会員となることで、低廉な保険料で充実した補償を学生に対して提供しています。

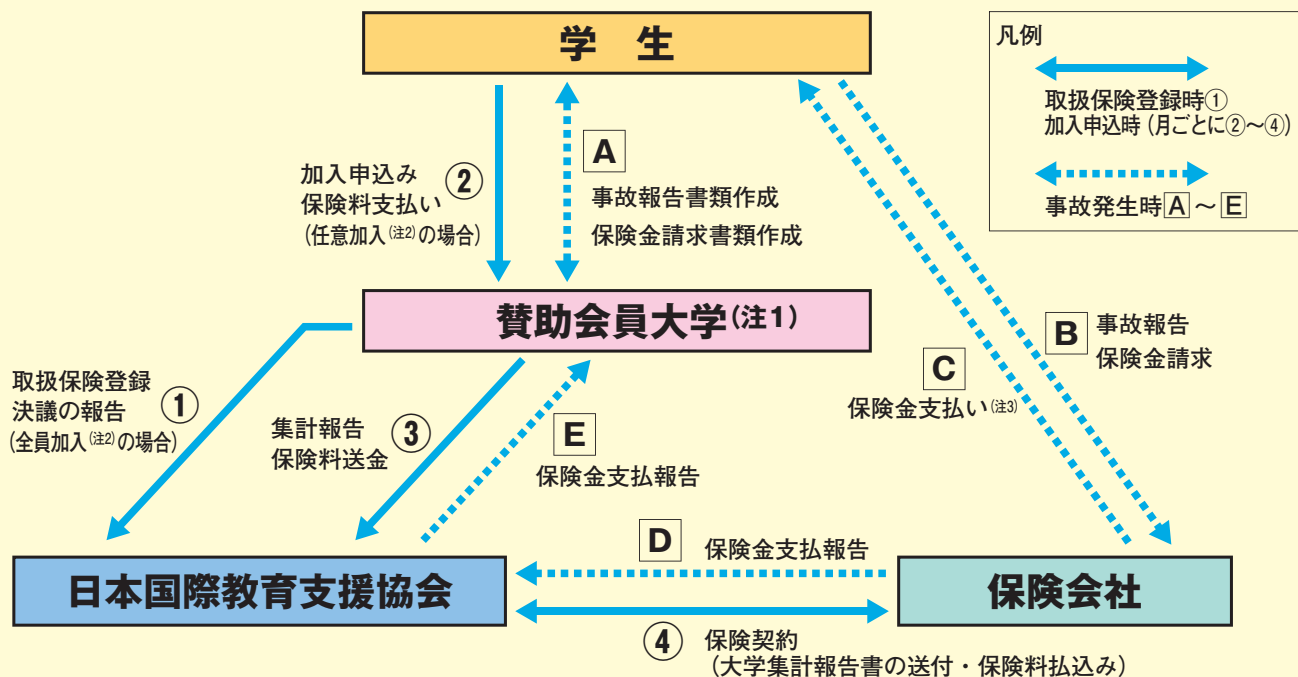


1

保険の事務等の流れ



詳細については、「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の解説」をご覧ください。



(注1) この保険を採用する大学は、賛助会員大学として以下の事務をお取扱いいただく必要があります。

- 学内での広報、加入申込みの取りまとめ、本協会への集計報告・保険料送金
- 保険金請求書類の学生への交付、加入・事故等の証明に係わる事務
- 契約内容変更に係わる事務等

(注2) この保険の加入方法には、「全員加入」と「任意加入」の2通りがあります。ただし、法科大学院については、**全員加入(全学生のみ)**となります。

- **全員加入**：大学の学部、短期大学の学科、大学院の研究科の1学年以上の単位で全員がこの保険に加入する方法。大学の機関で決議した保険加入日から全学生人数分の補償が開始されるなどのメリットがあります。
- **任意加入**：大学が学生から個別に申込みを受け付け、取りまとめの上、学生を加入させる方法。

(注3) 先取特権の規定により、保険金お支払先が制限される場合があります。詳しくは8ページの「先取特権について」をご覧ください。

2

保険期間



詳細については、「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の解説」をご覧ください。

◆ 所定の卒業年次まで一括して申し込む場合、以下のとおりとなります。

(責任開始日)※1		(保険終期)※2
4月入学扱い	4月1日午前0時	～ 所定の卒業年次の3月31日午後12時
9月入学扱い	9月1日午前0時	～ 所定の卒業年次の8月31日午後12時
10月入学扱い	10月1日午前0時	～ 所定の卒業年次の9月30日午後12時

※1 上記の責任開始日以降に新規に加入する場合の責任開始日

【全員加入】 大学の機関で決議された保険加入日が上記責任開始日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時（ただし、決議された日時より遡ることはできません。）

【任意加入】 大学の指示する方法で学生が保険料を納めた日が上記責任開始日以降のときは、**学生が支払った日の翌日午前0時**

※2 学生教育研究災害傷害保険は、原則として、**入学時に予定修学年数を一括して申し込むもの**とします。その他の年数でお申し込みいただく場合の保険終期は、その期間の終了する年度の上記日時となります。

3 学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)

約280万人の大学・短期大学生が加入しています。

大学関係者のご協力により、2015年3月現在、1,098大学の約280万人が加入しています。

加入対象者

(公財)日本国際教育支援協会の賛助会員である学校教育法等に定める大学に在籍する学生(大学、短期大学、大学院)が対象です。

補償の対象となる事故の範囲

国内外において、次の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害に対して保険金をお支払いします。

普通保険

1 正課中

正課を受けている間

講義、実験、実習、演習又は実技による授業を受けている間(通信生の場合は面接授業を受けている間)をいい、次に掲げる間を含みます。

- ① 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。
- ② 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間、又は、授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。



2 学校行事中

学校行事に参加している間

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。



3 キャンパス内にいる間

1、2以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間(大学の規則にのっとり定めた手続きにより大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間を含みます。)。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。



4 課外活動(クラブ活動)中

学校施設外での課外活動(クラブ活動)を行っている間

大学の規則にのっとり定めた手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。

ただし、山岳登山やハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。



加えて

特約として通学中・学校施設等相互間の移動中の事故も補償します。

通学中等傷害危険担保特約(略称「通学特約」)

2015年3月現在、1,047校の大学・短大が本特約を採用しています。

1 通学中

大学の授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、住居(注1)と学校施設等(注2)(大学の敷地に入るまで)との間を往復する間。

(注1)社会人入試*を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は、勤務先を含みます。

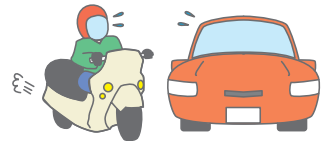
*「社会人入試」とは…社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

(注2)「学校施設等」とは…大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設、他、授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)の行われる場所をいいます。



2 学校施設等相互間の移動中

大学の授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法(大学が禁じた方法を除きます。)により、大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設、他、授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)の行われる場所の相互間を移動している間。



さらに

特約として接触感染による感染症予防措置を受けた場合も補償します。

接触感染予防保険金支払特約(略称「接触感染特約」)

臨床実習(注1)中の接触感染(注2)に対する感染症予防措置を受けた場合。

接触感染以外の院内感染(空気感染等)は本特約の対象外です。

(注1)「臨床実習」とは…病院等で行う実習。

(注2)「接触感染」とは…臨床実習の目的で使用する施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症(*)の病原体に予期せず接触することをいいます。

(*)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症

選択できるタイプと特約

この保険は、死亡保険金額最高2,000万円のAタイプと同1,200万円のBタイプの2種類から選択でき、2015年3月現在、会員大学1,098校中の約7割がAタイプを選択しています。また、「通学中等傷害危険担保特約」は2015年3月現在、会員大学1,098校中の約9割がこの特約を採用しています。さらに、2011年度からは「接触感染予防保険金支払特約」を導入しています。

■次のような場合は、保険金が支払われませんのでご注意ください。

保険契約者・被保険者(保険の対象となる方)・保険金受取人の故意又は重大な過失、被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無資格運転・酒気帯び運転中・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等の運転中に生じた事故、脳疾患・疾病・心神喪失、妊娠・出産・流産、外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)、地震・噴火又はこれらによる津波(被保険者がこれらの自然現象の観測活動に従事している間を除きます。)、戦争・内乱・暴動、核燃料物質の有害な特性などによる事故(被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、又はこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。)、放射線照射・放射能汚染(被保険者が放射線又は放射能の発生装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。)、むちうち症、腰痛などで医学的他見所のないもの、学校施設外の課外活動として行う山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの)・リュージュ・ボブスレー・スカイダイビング・ハンググライダー一搭乗等の危険な運動中の事故、学校施設外の課外活動として行う自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行、被保険者に対する刑の執行等。

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象となりません。

Aタイプ (死亡保険金最高2,000万円)

Bタイプ (死亡保険金最高1,200万円)

保険料 (掛金)

大学・短期大学単位でAタイプ又はBタイプを選択してください。また特約をつけるかどうかを同様に選択してください。

Aタイプ (死亡保険金最高2,000万円)の場合

保険期間	保険料適用区分					
	昼間部	夜間部	通信教育	通学中等傷害危険担保特約 昼間部・夜間部	通信教育	接触感染予防 保険金支払特約
1年間	650円	100円		350円		20円
2年間	1,200円	200円		550円		40円
3年間	1,800円	300円		800円		50円
4年間	2,300円	400円		1,000円		70円
5年間	2,800円	500円		1,250円		80円
6年間	3,300円	—		1,400円		100円

(注1) 上記は1名当たりの保険料です。保険期間が1年未満の場合は1年に切り上げて適用されます。

(注2) 特約をつける場合には、希望する特約の保険料が加算されます。

(注3) 通学中等傷害危険担保特約において夜間部に6年間の設定はありません。

Bタイプ (死亡保険金最高1,200万円)の場合

保険期間	保険料適用区分					
	昼間部	夜間部	通信教育	通学中等傷害危険担保特約 昼間部・夜間部	通信教育	接触感染予防 保険金支払特約
1年間	550円	100円		250円		20円
2年間	1,000円	200円		400円		40円
3年間	1,500円	250円		600円		50円
4年間	1,900円	350円		750円		70円
5年間	2,300円	450円		950円		80円
6年間	2,700円	—		1,050円		100円

支払われる保険金

傷害の程度に応じて次のような保険金が支払われます。

* 通学中・学校施設等相互間の移動中の傷害は、「通学中等傷害危険担保特約」をつけた場合に保険金が支払われます。

* 接触感染による感染症予防措置を受けた場合は、「接触感染予防保険金支払特約」をつけた場合に保険金が支払われます。

- 死亡保険金**：事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、下表の「補償範囲」の該当区分(以下全て「該当区分」といいます。)の死亡保険金全額をお支払いします(注1)。
- 後遺障害保険金**：事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて「該当区分」の後遺障害保険金をお支払いします。
- 医療保険金**：傷害を被り、医師の治療を受けた場合、治療日数(注2)に応じて、「該当区分」の医療保険金をお支払いします。
- 入院加算金**：上記医療保険金の治療日数の中に、医師の指示に基づき病院又は診療所に入院した日数が含まれている場合には、上記医療保険金とは別に、180日を限度としてその入院日数1日につき4,000円を入院加算金としてお支払いします。
- 接触感染予防保険金**：臨床実習の目的で使用する施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合、15,000円をお支払いします。

(注1) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。

(注2) 被保険者が医療保険金の支払いを受けられる期間中に更に医療保険金の支払いを受けられる傷害を被った場合には、それぞれの傷害による治療日数を合算し、重複した日数を控除した日数を治療日数としてお支払いします。

(1) 死亡保険金 (2) 後遺障害保険金

Aタイプ (死亡保険金最高2,000万円)

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000万円	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「学校施設外での課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円	程度に応じて 60万円～1,500万円

Bタイプ (死亡保険金最高1,200万円)

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金
「正課中」「学校行事中」	1,200万円	程度に応じて 72万円～1,800万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「学校施設外での課外活動(クラブ活動)中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	600万円	程度に応じて 36万円～900万円

(3) 医療保険金・入院加算金

Aタイプ・Bタイプ共通

	治療日数	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中・学校行事中 (治療日数が1日から対象となります。)	治療日数 1日～3日	3,000円	入院1日につき 4,000円 (注) 入院加算金は医療保険金の支払いの有無に関係なく入院1日目から支払われます。
通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中 (治療日数が4日以上の場合が対象となります。)	4日～6日	6,000円	
	7日～13日	15,000円	
上記以外で学校施設内にいる間・学校施設外での課外活動(クラブ活動)中 (治療日数が14日以上の場合が対象となります。)	14日～29日	30,000円	
	30日～59日	50,000円	
	60日～89日	80,000円	
	90日～119日	110,000円	
	120日～149日	140,000円	
	150日～179日	170,000円	
	180日～269日	200,000円	
	270日～	300,000円	

(4) 接触感染予防保険金 (接触感染特約加入者のみ対象)

Aタイプ・Bタイプ共通

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円(定額払)

4 学研災付帯賠償責任保険(略称「付帯賠償」)

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険(学研災付帯賠償責任保険特約等付帯))

2015年3月現在、賛助会員大学1,098校のうち1,057校がこの制度を導入しています。

国内外において、保険期間中に学生(被保険者)が正課、学校行事、課外活動又はその往復により、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

選択できるコース及び対象となる活動範囲及び支払限度額・保険料(掛金)

活動範囲	Aコース	Bコース
	学生教育研究賠償責任保険 (略称「学研賠」)	インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険 (略称「インターン賠」)
補償内容	正課、学校行事、課外活動及びその往復 * Bコースの活動範囲を含みます。 * 薬学教育実務実習を含みます(薬学教育実務実習における専門資格に関わる行為については、P.6下のご注意の要件を全て満たす場合に限ります)。 * 医療関連実習を除きます。	インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動(P.6下の黒枠内参照)及びその往復。 ただし、大学が上記の活動を正課、学校行事又は課外活動と位置付けている場合に限ります。 * 医療関連実習及び薬学教育実務実習を除きます。
保険金額 (※1) (支払限度額)	対人賠償・対物賠償	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度(免責金額(※2): 0円)
	人格権侵害補償	
保険期間(※3)	保 険 料(※4)	
1年間	340円	210円
2年間	680円	420円
3年間	1,020円	630円
4年間	1,360円	840円
5年間	1,700円	1,050円
6年間	2,040円	1,260円

●正課とは

講義、実験、実習、演習又は実技に係る授業をいい、次の活動を含みます。

- ① 指導教員の指示に基づいて行う卒業論文・学位論文研究(ただし、専ら被保険者の私生活に係る場所で行われるものを除きます。)
- ② 指導教員の指示に基づいて行う授業の準備もしくは後始末又は大学(Lコースについては「法科大学院等」と読み替えます。以下同様とします。)の授業を行う場所、図書館、資料室もしくは語学学習施設等において行う研究活動。

●学校行事とは

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など、大学が教育活動の一環として行う各種行事をいいます。

●課外活動とは (学研災の「課外活動」とは異なりますのでご注意ください)

大学の規則にのっとった所定の手続きにより、インターンシップ又はボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップ又はボランティア活動のことをいいます。ただし、大学が禁じた行為・活動を除きます。

●往復とは

被保険者が各コースに規定する活動への参加を目的としてその住居^(注1)と活動場所となる施設の間(活動場所が複数の施設にまたがる場合は、それらの施設と施設の間を含みます。)を合理的な経路及び方法(大学が禁止した方法を除きます。)により移動中に行った行為をいいます。原則として、合理的な経路を逸脱し又は移動を中断した場合はその間やその後の行為は補償の対象となりません。ただし、次に掲げる行為による経路の逸脱又は移動の中断の場合は、その逸脱又は中断の間を除き対象となる活動に含まれます。

- ① 各コースに規定する活動に必要な物品の購入又はこれに準ずる行為を行うための必要最小限の行為
- ② 選挙権の行使、病院・診療所等における診察・治療又はこれらに準ずる日常生活上の必要最小限の行為

また、正課又は学校行事にあわせてその日のクラブ活動^(注2)に参加する場合は、その住居と活動場所となる施設の間を合理的な経路及び方法により移動中に行った行為は対象となる活動に含まれます。ただし、合理的な経路を逸脱し、又は移動を中断したとき以降の行為やクラブ活動中の行為は補償の対象となりません。

(注1) 社会人入試*を経て大学に入学した学生に限り、その勤務先を含みます。

*「社会人入試」とは…社会人特別選抜入試等の社会人を対象とする入試をいいます。

(注2) 「クラブ活動」とは、大学の規則にのっとった所定の手続きにより承認を受けた学内学生団体が行う文化活動又は体育活動をいいます。ただし、課外活動又は大学が禁じた行為・活動を除きます。

！ 付帯賠償での「正課」「学校行事」「課外活動」「往復」の定義は、P.5下の赤枠内をご覧ください。

学研災付帯賠償責任保険にはA～Lの4つのコースがあります。加入できるコースは被保険者1名につき1コースのみです。
各コースの活動範囲を大小関係で表すと、Cコース又はLコース>Aコース>Bコースです。そのため、Cコース又はLコースもしくはAコースに加入した学生は、Bコースに加入する必要はありません。また、Cコース又はLコースに加入した学生は、Aコースに加入する必要もありません。

Cコース	Lコース
医学生教育研究賠償責任保険 (略称「医学賠」)	法科大学院生教育研究賠償責任保険 (略称「法科賠」)
医療関連学部・(学)科の正課、学校行事、課外活動及びその往復(医療関連実習を含みます。) * Aコースの活動範囲を含みます。 * 医療関連実習における専門資格に関わる行為については、本ページ下のご注意の要件を全て満たす場合に限ります。 なお、ご注意の要件を満たさない場合、医師免許を取得している学生は医師賠償責任保険、看護師免許を取得している学生は看護職賠償責任保険などに個別に加入する必要があります。	対人・対物賠償:法科大学院等の正課、学校行事、課外活動(臨床法学実習を含みます。)及びその往復 * Aコースの活動範囲を含みます。 人格権侵害補償* :臨床法学実習に伴う不当行為(臨床法学実習中に知り得た依頼人の個人情報に係る不当行為など)に起因する人格権侵害を対象とします。 ★Lコースは補償対象となる事故の範囲に次の人格権侵害についても含みます。 ・国内外における臨床法学実習に伴う次に掲げる不当行為によって発生した依頼人等他人の自由、名誉又はプライバシーの侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ①不当な身体の拘束 ②口頭又は文書もしくは図画等による表示
対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度(免責金額 ^(※2) :0円)	
損害賠償請求者1名当たり1,000万円限度(免責金額 ^(※2) :0円)	
保 険 料 ^(※4)	
500円	1,640円
1,000円	3,280円
1,500円	4,920円
2,000円	—
2,500円	—
3,000円	—

(※1) 対人賠償・対物賠償については、被保険者1名かつ1年当たりの支払限度額です。人格権侵害補償については保険期間中の支払限度額です。
(※2) 免責金額とは、お支払いする保険金の計算に当たって損害の額から差し引く金額をいいます。
(※3) 保険期間中の脱退については、年度終了に合わせて対応することとします。
(※4) 被保険者1名当たりの保険料です。保険期間が1年未満の場合は1年に切り上げて適用されます。

- インターンシップとは……学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等において参加する就業体験をいいます。
- 介護体験活動とは……法令に基づいて小学校及び中学校の教諭の普通免許取得を希望する学生が行う介護等の体験活動をいいます。
- 教育実習とは……法令に定める「教育実習」に該当する科目において、学生が教諭免許取得のために受入先の幼稚園、小中学校又は高校で行う活動をいいます。
※特別支援学校教諭免許取得に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」及び養護教諭免許取得に関する「養護実習」を含みます。
- 保育実習とは……児童福祉法及び同施行規則に規定された厚生労働大臣の定める修業教科目のうち「保育実習」に該当する科目において、学生が保育士資格取得のために受入先の保育所等の実習施設で行う活動をいいます。
- ボランティア活動とは……各人の自由な意志によって、個人が有する能力、労力又は財産をもって社会に貢献する活動をいいます(ただし、本賠償責任保険では、大学の正課、学校行事又は課外活動として行われるものに限ります。)
- 臨床法学実習とは……現実の法律事案を教材とする授業をいい、クリニック、エクスターンシップ、公的機関等における法学実習及び法学実習の要素を有する授業(現実事案や未公開裁判例等を用いた授業をいいます。)を含みます。

ご注意

薬学教育実務実習、医療関連実習における所定の専門資格に関わる行為については、以下の要件を全て満たす場合に限り補償対象となります(P.7「■補償の対象とならない主な場合」の共通⑦部分も併せてご参照ください。)

- ① 大学が正課又は学校行事として位置づける実習であること。
- ② 被保険者がその専門資格に関わる行為を業務(アルバイトその他恒常的に行うものを含みます。)として行っていないこと。
- ③ ①②について保険金請求時に大学が証明を行うこと。

加入対象者

学校教育法に定める大学のうち、(公財)日本国際教育支援協会の賛助会員である大学(Lコースについては「法科大学院等」。以下同様とします。)に在籍する学生で、学研災に加入している学生に限ります。

補償の対象となる事故の範囲

- 1 次に掲げるア、イの事由により国内外において保険期間中に他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。以下同様です。)を負わせ、又は他人の財物を損壊(滅失、破損もしくは汚損)させたことに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。
ア. P.5～P.6の表中「活動範囲」に定める活動(以下「活動」といいます。)の遂行に起因して、活動中に発生した事故(施設賠償責任保険)
イ. 活動の結果に起因してその活動の終了後に発生した事故、及び、被保険者の占有を離れた飲食物及び正課、学校行事又は課外活動^(注) P.5赤枠内参照の成果物(薬剤を含み、以下「生産物」といいます。)に起因する事故(生産物賠償責任保険)
- 2 P.5～P.6の表中「活動範囲」記載の活動中に被保険者が使用又は管理する他人の財物(以下「受託物」といいます。)を保険期間中に損壊、紛失し、又は盗取、詐取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合(受託者賠償責任保険)。
- 3 (Lコースのみ)
保険期間中に行われた国内外における臨床法学実習に伴う不当行為*によって発生した他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合(人格権侵害担保特約)
*不当行為とは不当な身体拘束または口頭・文章・図画等による表示をいいます。

例えば次のようなケースで被保険者に法律上の賠償責任が生じた場合に対象となります



- 1 正課で化学の実験中、間違えて薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。
(A、C、Lコース対象)



- 2 学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を起こしてしまい、5人が入院してしまった。
(A、C、Lコース対象)



- 3 正課でのインターンシップ活動中、派遣先の機械を誤って壊してしまった。
(A、B、C、Lコース対象)
(注)コンピュータ内のデータ、ソフトウェア、プログラム等の損壊による損害は付帯賠償の対象とはなりません。



- 4 授業を受けるために自転車で通学中、自転車のハンドルが歩行者の鞆にひっかり、歩行者が転倒。歩行者にケガをさせてしまった。
(A、C、Lコース対象)

●お支払いする保険金の種類

被保険者が負担する次の賠償金又は費用に対して保険金をお支払いします。
※賠償責任の承認、賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。

- ① 被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
- ② 引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い、又は既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、その手続き又は手段のために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要又は有益な費用
- ④ 他人から損害賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行い又は既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用又は引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ⑤ 引受保険会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

●保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

■次のような場合は、保険金が支払われませんのでご注意ください。

■補償の対象とならない主な場合

(共通)

- ① 保険契約者又は被保険者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、騒ぎ又は労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波又は高潮
- ④ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ 排水又は排気に起因する賠償責任
- ⑥ 核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等の有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する損害(放射能汚染、放射線障害を含みます)。ただし、医学的又は産業的に利用される放射性同位元素の使用、貯蔵又は運搬中に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害で、その使用・貯蔵・運搬に法令違反がなかった場合は除きます。
- ⑦ 被保険者が行う次の行為に起因する損害(注)
・医療行為や人体に危害を生ずるおそれのある行為のうち、医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
・薬品の調剤、投与、販売又は供給

・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士又は獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
(注)ただし、Cコースにおいて医療関連実習で所定の要件を満たす場合には、当事由は適用されません。また、AおよびCコースにおいて薬学教育実務実習で所定の要件を満たす場合には、上記のうち「薬品の調剤・投与・販売・供給」については適用されません。所定の要件に関しましては、P.6下段の「ご注意」をご参照ください。

等

(施設賠償責任保険)

- ① 自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機又は施設外における船・車両(原動力がもたら人力であるものを除きます)もしくは動物の所有、使用又は管理に起因する損害
- ② 汚染物質の排出、流出、いつ出又は漏出に起因する損害及び汚染浄化費用(ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ引受保険会社に所定の期間中に通知した場合を除きます。)
- ③ 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

(生産物賠償責任保険)

- ① 被保険者が故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物又は行った活動の結果に起因する損害
- ② 生産物自体の損壊又は使用不能に係る賠償責任
- ③ 日本国内において発生した事故について、日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求
- ④ 汚染物質の排出、流出、いつ出又は漏出に起因する損害及び汚染浄化費用(ただし、汚染物質の排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に被保険者が発見し、かつ引受保険会社に所定の期間中に通知した場合を除きます。)
- ⑤ 石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害 等

(受託者賠償責任保険)

- ① 自然発火又は自然爆発した受託物自体の損壊
 - ② 受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
 - ③ 自転車、バイク、自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貨幣紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、草紙、稿本、設計書、雛型その他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗取又は詐取
 - ④ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれ又はあられの浸入又は吹込みによる損害
 - ⑤ 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいつ出又はスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいつ出による損害
 - ⑥ 受託物の使用不能に起因する損害 等
- (人格権侵害担保特約(Lコース施設賠償責任保険))
- ① 保険期間開始前に行われていた不当行為(複数回行われた場合はその初回を指します。)に起因する損害
 - ② 広告・宣伝活動、放送活動又は出版活動に起因する損害
 - ③ 依頼人を含む第三者の経済的信用の侵害(いわゆる信用毀損)に起因する損害 等

5 もし事故が起きたときは

学研災

付帯賠償

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合は、まず以下の対応をお願いします。

※保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

学研災	① 学生には、まず大学に事故の報告をするようご指導ください。 ② 大学では、学生に保険金請求書類を交付すると同時に、事故通知はがき又はFAX、あるいはパソコンや携帯端末を使用した事故通知システムにより、学生の氏名・年齢・在籍する大学名、事故発生の日時、場所、状況、傷害の程度を東京海上日動の損害サービス課に通知するよう学生にご指示ください。
付帯賠償	① 学生には、遅滞なく東京海上日動の損害サービス課(学校保険コーナー)(0120-868-066)に電話をし、学生の氏名・年齢・在籍する大学名、事故発生の日時、場所、被害者の氏名・年齢、事故の原因、被害の程度を通知するようご指導ください。(通知が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますので、ご注意ください。) ② 学生は、事故を起こしたこと及び引受保険会社へ連絡したことを大学に報告する必要があります。

付帯賠償についてのご注意

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、引受保険会社が被害者との示談交渉を行う「**示談交渉サービス**」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動の損害サービス課からの助言に基づき、学生（被保険者）自身が被害者との示談交渉を進めていただくことになります。なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認し又は賠償金額を決定した場合には、示談金額の全部又は一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

〈先取特権について〉

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額又は被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

6 加入に当たっての注意

学研災

付帯賠償

(1) 告知義務

【学研災】：加入時、引受保険会社に重要な事項（※）をお申出いただく義務があります。

- 【付帯賠償】
- ・ 加入の際、記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・ 他人のために保険契約を締結する場合、契約者又はその代理人に過失がなかったとしても、被保険者（保険の対象となる方）又はその代理人の故意又は重大な過失によって、大学集計報告書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。

（※）他の保険契約等に関する事項を含みます。

(2) 変更事項の通知

【学研災】：加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく大学の担当窓口へ連絡するよう学生にご指導ください。

- ・ 昼間部、夜間部又は通信部の区分を変更した場合
- ・ 退学した場合（除籍、死亡を含みます。）
- ・ 保険期間中に通算して1年以上休学した場合

【付帯賠償】：加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なく大学の担当窓口へ連絡するよう学生にご指導ください。

- ・ 学部、学科等を変更する場合
- ・ 加入コースを変更する場合
- ・ 退学する場合（除籍、死亡を含みます。）
- ・ 保険期間中に通算して1年以上休学した場合

(3) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

【学研災】：付帯学総(P.9～P.12)、付帯海学(P.13～P.16)、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。

【付帯賠償】：この保険契約と重複する他の保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ① 他の保険契約等から保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ② 他の保険契約等から保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等から支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

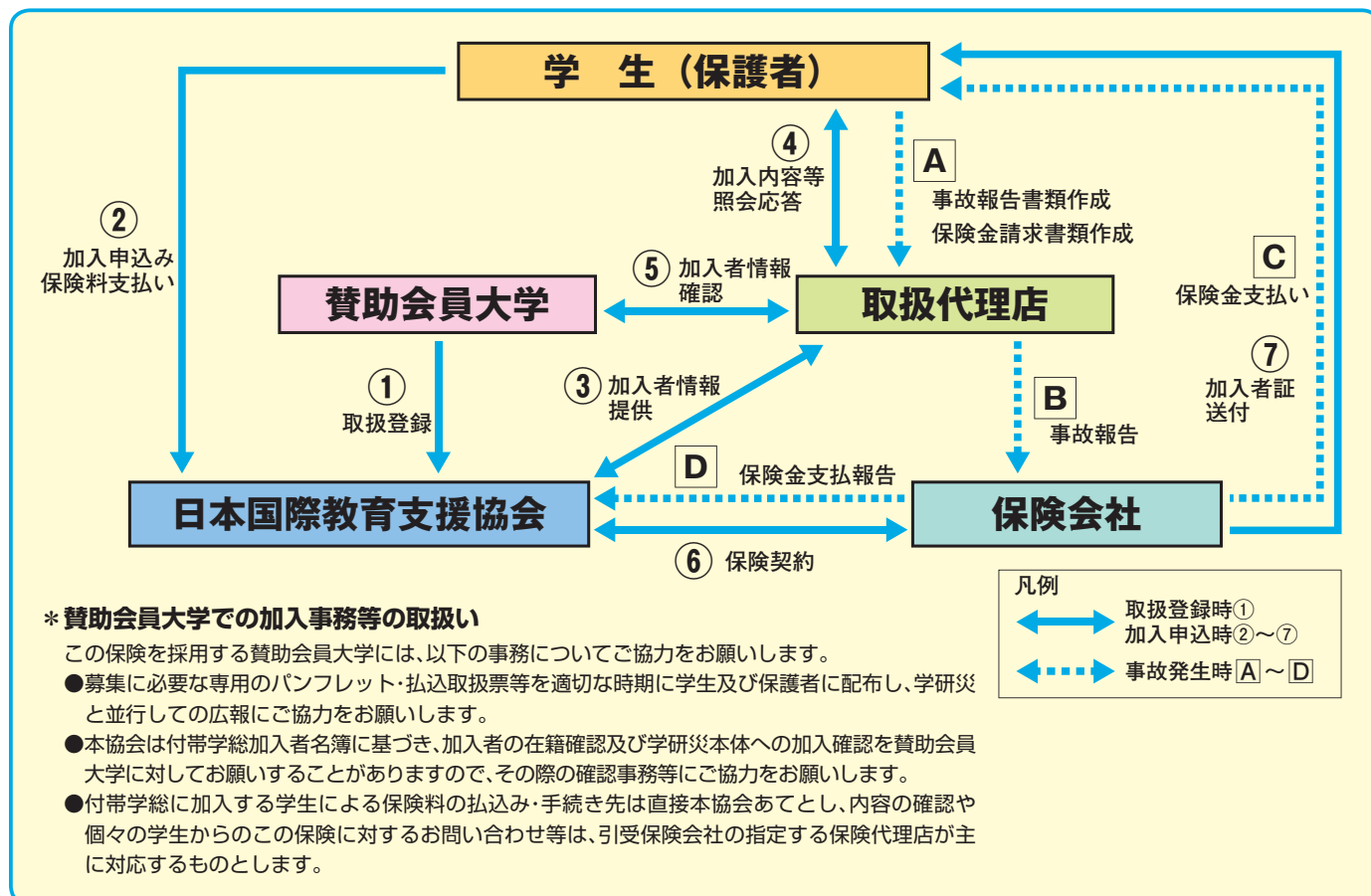
II. 学研災付帯学生生活総合保険(略称:「付帯学総」)

付帯学総は、学研災及び付帯賠償では補償が不足すると思われる場合に、学研災加入者が学研災に加えて任意に加入できる保険です。大学関係者、大学生及び保護者の皆様からのご要望に応じて、24時間の補償*やケガ・病気の治療費実費の補償などを盛り込み、学生生活全般の安心を考えて創設しました。なお、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償する「天災危険担保特約」もご用意しています。

*教育研究活動中のケガによる死亡・後遺障害を被った場合は、学研災の補償対象となります。

1 保険の事務等の流れ

付帯学総



2 保険期間

付帯学総

4月1日午前0時 ～ 大学卒業予定年次の4月1日午後4時まで

上記保険期間は、4月入学扱いで大学卒業予定年次まで一括で加入する場合です。

新規に加入する場合の補償期間開始日は、**学生が保険料を本協会に振り込んだ日の翌日午前0時**（4月1日より前に振り込んだ場合は4月1日午前0時から）となります。

*付帯学総は、原則として、入学時に予定修学年数を一括加入することとしております。

3 対象者

付帯学総

学校教育法に定める大学のうち、(公財)日本国際教育支援協会の賛助会員大学に在籍する学生で、学研災に加入している学生に限ります。

4 補償の対象となる事故の範囲

付帯学総

1 自転車で行中、歩行者にぶつかってケガをさせたとき。

示談交渉サービスが付帯されています

賠償責任保険金

学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。
※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。



2 スキー中に木に衝突し、骨折して入院したとき。

学生本人のケガ

治療費用保険金（*1）（*2）（*4）

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。

死亡・後遺障害保険金（*4）

学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。

（ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については本保険の補償対象となります。）



率	負担金	円	負
3	4,380	4,	
金額	消費税等	優	
	円		

3 風邪で通院したとき。肺炎で入院したとき。

学生本人の病気

治療費用保険金（*1）（*2）

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が病気にかかり国内で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。

（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等は除きます。）



- （*1）治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- （*2）保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（*3）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）（*3）保険期間が1年以下の場合は「1年」となります。
- （*4）「天災危険担保特約有り」プランをお選びいただいた場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

4 搭乗している航空機が遭難したとき。

救援者費用等保険金

学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、捜索救助費用や交通費、宿泊料等をお支払いします。



5 実習中、誤って自分の指に注射針を刺してしまったとき。

感染予防費用保険金

臨床実習中の事故における、感染症に係る接触感染等（針刺しに限らない）や、臨床実習後の院内感染の予防措置のために負担した費用をお支払いします。なお、公的医療保険制度の給付の対象となる費用を除きます。
※感染症の治療費は対象となりません。（3. 治療費用保険金の対象となります。）



6 扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

育英・学資費用保険金（*4） A B D E G H J K タイプ

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

（あらかじめ扶養者の方をご指定いただけます。）

なお、A・D・G・Jタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故（ケガ）に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

●払込取扱票の「扶養者（払込人）」欄に署名された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

◆育英費用保険金（ケガ）

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金（ケガ・病気）

お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。



- （*4）「天災危険担保特約有り」プランをお選びいただいた場合は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

7 空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

生活用動産保険金 D E F J K L タイプ

国内で学生の生活用品・身の回り品が盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額 （自己負担額）	火災・落雷・破裂・爆発事故 …… なし
	盗難事故 …… 3万円
	その他の事故 …… 1万円



8 ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

借家人賠償責任保険金 D E F J K L タイプ

国内で学生が借用し、かつ使用する戸室を火災や水漏れ等の偶然な事故により損壊したため、家主に対して法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。



充実のアシスタンスサービス

●メディカルアシスト● 常駐医師が、24時間・365日 学生をサポート

転院・患者移送手配

旅先の自動車事故で入院したが、引き続き自宅近くの病院に転院して入院治療したい。（費用はお客様のご負担となります）

医療機関案内

合宿先で急に腹痛が痛くなった。最寄りの病院を至急知りたいたい。

緊急医療相談

急に激しい頭痛に襲われた。救急車を呼んだほうがいいだろうか。

専門医相談【予約制】

最近、目が疲れる。どんなことに注意したらいいだろうか。

がん専用相談窓口

がんに関するさまざまなお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。



付帯学総Q&A 下記以外にも、ご不明な点があれば、お問い合わせ先までご連絡ください

Q 入学時は自宅通学だが、途中で下宿予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。下宿なさる時からのタイプ変更が可能です。

Q 中途加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。パンフレットの補償開始月の翌月以降にお手続きいただく場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

尚、電話番号は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。 ※このサービスメニューは、予告なく変更・中止となる場合がありますので、ご了解ください。

※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

5 保険金額と保険料

天災危険担保特約有りのプランもご用意しました。補償対象項目は、「死亡・後遺障害（ケガ）」、「入院・通院（ケガ）」、「育英費用（ケガ）」、「学資費用（ケガ）」です。

下表は各補償内容を組み合わせた一例です。下記以外の組合せもご選択いただけますので、引受保険会社にご相談ください。

(※) 感染予防費用は、医療関連学部学科のみ加入できる補償となります。よって、医療関連学部学科以外の学生の皆様は、ご加入いただけませんので下記表記のご加入タイプと異なります。詳しくは、引受保険会社にご確認ください。

ご加入タイプ		(自 宅 生 用)			(一 人 暮 ら し 学 生 用)		
保 険 金 額	1 賠償責任 ^(※1)	1 事故 1 億円 限度			1 事故 1 億円 限度		
	2 死亡・後遺障害 ^(※2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	入院・通院 ^(※3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
	3 入院・通院 ^(※3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
	4 救援者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	5 感染予防費用	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	育英費用 ^(※4) ケガ	100万円	100万円	対象外	100万円	100万円	対象外
	6 学資費用 ^{(※4)(※5)} ケガ	50万円	50万円		50万円	50万円	
	学資費用 ^{(※4)(※5)} 病気	50万円	対象外		50万円	対象外	
	7 生活用動産 ^(※6)	対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円
	8 借家人賠償責任 ^(※6)	対象外	対象外	対象外	300万円	300万円	300万円

保 険 料 (卒業までの一括払)	天災危険担保特約なし	A タイプ	B タイプ	C タイプ	D タイプ	E タイプ	F タイプ
	6 年間分保険料	86,980円	54,520円	49,080円	95,260円	62,800円	57,360円
	4 年間分保険料	53,900円	38,510円	35,430円	59,890円	44,500円	41,420円
	2 年間分保険料	24,410円	20,300円	19,080円	27,630円	23,520円	22,300円
	地震・噴火・津波によるケガも補償						
	天災危険担保特約あり	G タイプ	H タイプ	I タイプ	J タイプ	K タイプ	L タイプ
	6 年間分保険料	91,370円	58,910円	51,090円	99,650円	67,190円	59,370円
	4 年間分保険料	56,720円	41,330円	36,900円	62,710円	47,320円	42,890円
	2 年間分保険料	25,730円	21,620円	19,860円	28,950円	24,840円	23,080円

(※1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。

(※2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

(※3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

(※4) 独立生計の学生は選ばずいただけます。C・F・I・Lタイプをお選びください。

(※5) 学業費用支払期間（保険責任の開始日から学業費用（学資費用）の支払対象期間の終了日までの期間）はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。

(※6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ（A・B・C・G・H・I）にご加入いただくことが可能です。

上記保険料は、全国の被保険者（保険の対象となる方）数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。全国の被保険者数が10,000人を下まわった場合は保険金額を引き下げることで調整させていただきますので予めご了承ください。

詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方（継続的に職業に従事していない学生等）用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。）「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採掘・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」（以上6職種）

＜死亡保険金受取人の指定＞

傷害の死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人以外の方を、傷害の死亡保険金受取人として指定することはできません。法定相続人の範囲内の方を保険金受取人として指定する場合には所定の方法により被保険者の同意が必要となります。（被保険者が未成年者でかつ未婚である場合、この同意は被保険者の法定代理人（親権者等）が代理して行うことが必要です。）同意のない場合には、保険契約が無効になります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

＜事故が発生したときのご注意＞

①事故の通知：事故が発生した場合には、30日以内に「お問い合わせ先」または引受保険会社にご連絡ください。

②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

④ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書が必要です。

⑤賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

■次のような場合は、保険金が支払われませんのでご注意ください。

傷 害	治 療 費 用 保 険 金	賠 償 責 任	救 援 者 費 用 等
①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、又は被保険者の親権者もしくは後見人や保険金受取人の故意又は重大な過失によるケガ ②けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ③無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ ④脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑤妊娠、出産、流産によるケガ ⑥外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ⑦地震もしくは噴火又はこれらによる津波によるケガ ⑧戦争、内乱、暴動等によるケガ ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ⑪自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ⑫むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの 等	①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)又は保険金受取人の故意又は重大な過失によって被った身体障害による入院又は通院 ②けんかや自殺行為、犯罪行為によって被った身体障害による入院又は通院 ③麻薬・あへん・大麻・覚せい剤等の使用によって被った身体障害による入院又は通院 ④無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故によって被った傷害による入院または通院 ⑤地震もしくは噴火又はこれらによる津波による傷害による入院又は通院*5 ⑥戦争その他の変乱によって被った身体障害による入院又は通院*1 ⑦核燃料物質の有害な特性等による事故によって被った身体障害による入院又は通院 ⑧むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないものによる入院又は通院 ⑨被保険者の先天性疾患・正常出産・痔核・裂肛又は痔瘻、被保険者が被った精神障害による入院又は通院 ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故による入院又は通院 ⑪自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間の事故による入院又は通院 ⑫歯科疾病の治療のための通院 ⑬新規ご加入時の支払責任の開始時より前に被った身体障害については保険金お支払いの対象となりません。(ただし、新規ご加入時の支払責任の開始時(継続契約の場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の支払責任の開始時)からその日を含めて2年*2を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。) 等	①ご契約者又は被保険者(保険の対象となる方)*3の故意による損害賠償責任 ②地震もしくは噴火又はこれらによる津波による損害賠償責任 ③戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任*1 ④核燃料物質の有害な特性等による損害賠償責任 ⑤職務(アルバイト及びインターンシップを除きます。)(被保険者*3と第三者との間に損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ⑥世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑦心神喪失中(泥酔中等)の損害賠償責任 ⑧自動車(ゴルフカートを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)(及び銃器(空気銃を除きます。))等の所有、使用等に起因する損害賠償責任 ⑨被保険者*3又は被保険者*3の指図による暴行又は殴打に起因する損害賠償責任 ⑩受託品を破損した場合の正当な権利を有する者に対する損害賠償責任については、上記の他、次の事由による損害賠償責任については保険金をお支払いできません。 ●けんかや自殺行為・犯罪行為 ●無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故 ●自然の消耗又は性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似的な事由 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨又はひょう等 ●受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、又は、本来の用途以外に受託品を使用したこと 等	①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)又は保険金受取人の故意又は重大な過失による事故 ②けんかや自殺行為・犯罪行為による事故 ③無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故 ④地震もしくは噴火又はこれらによる津波による事故 ⑤ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故 ⑥被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故(ただし、疾病により死亡、又は保険期間中に発病した疾病のため継続して3日以上入院された場合を除きます。) ⑦被保険者の妊娠、出産、流産による事故 ⑧被保険者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)(による事故 ⑨戦争、内乱、暴動等による事故*1 ⑩核燃料物質の有害な特性等による事故 等

育 英 費 用	学 資 費 用	疾 病 学 資 費 用	生 活 用 動 産	借 家 人 賠 償 責 任	感 染 予 防 費 用 保 険 金
①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、扶養者又は保険金受取人の故意又は重大な過失によるケガ ②扶養者のけんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ③扶養者の無免許運転、麻薬等を使用している間に生じた事故によるケガ ④扶養者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑤扶養者の妊娠、出産、流産によるケガ ⑥扶養者に対する外科的手術等の医療処置によるケガ ⑦地震もしくは噴火又はこれらによる津波によるケガ*5 ⑧戦争、内乱、暴動等によるケガ*1 ⑨核燃料物質の有害な特性等によるケガ ⑩扶養者が死亡、又は重度後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合 等	扶養者が扶養不能状態となったときに、被保険者(保険の対象となる方)を扶養していない場合、次に掲げる事由によるケガ ①ご契約者、被保険者、扶養者又は保険金受取人の故意又は重大な過失 ②扶養者のけんかや自殺行為・犯罪行為 ③扶養者の無免許運転、麻薬等を使用している間に生じた事故 ④扶養者の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、流産 ⑥扶養者に対する外科的手術等の医療処置 ⑦地震もしくは噴火又はこれらによる津波*5 ⑧戦争、内乱、暴動*1 ⑨核燃料物質の有害な特性 等	扶養者が死亡されたときに、被保険者(保険の対象となる方)を扶養していない場合、次に掲げる事由による疾病 ①ご契約者、被保険者、扶養者又は保険金受取人の故意又は重大な過失 ②扶養者のけんかや自殺行為・犯罪行為 ③戦争、内乱、暴動*1 ④核燃料物質の有害な特性 ⑤扶養者の麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤、シンナー等の使用 ⑥扶養者の妊娠、出産、流産 ⑦上記学業費用により保険金を支払うべき傷害に起因する疾病 ⑧保険期間の開始時(継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時)より前に発病した疾病(ただし、保険期間の開始時(継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時)より2年*2を経過した後に死亡した場合を除きます。) 等	①ご契約者又は被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意又は重大な過失による損害 ②保険の対象の自然の消耗、劣化等もしくは保険の対象の性質による腐蝕、さび、変色等の損害 ③保険の対象が通常有する性質、性能の欠如及びその欠如によって生じた損害 ④紛失又は置き忘れによって生じた損害 ⑤暴風雨、洪水等の風水災によって生じた損害 ⑥保険の対象のすり傷等単なる外観の損傷であって機能に支障をきたさない損害 ⑦地震もしくは噴火又はこれらによる津波によって生じた損害 ⑧戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ⑨核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ⑩保険の対象の使用もしくは管理を委託された者又は被保険者と同居する親族の故意によって生じた損害 ⑪保険の対象に対する修理、調整の作業(点検・試運転を含みます。)(上の過失又は技術の拙劣によって生じた損害 ⑫偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故又は機械的故障によって生じた損害 ⑬詐欺又は横領によって生じた損害 等	①ご契約者又は被保険者(保険の対象となる方)*4の故意による損害賠償責任 ②地震もしくは噴火又はこれらによる津波による損害賠償責任 ③戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任*1 ④核燃料物質の有害な特性等による損害賠償責任 ⑤職務(アルバイト及びインターンシップを除きます。)(の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ⑥世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑦心神喪失中(泥酔中等)の損害賠償責任 ⑧自動車(ゴルフカートを含みます。)(、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。))及び銃器(空気銃を除きます。))等の所有、使用等に起因する損害賠償責任 ⑨被保険者*4と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑩被保険者*4又は被保険者*4の指図による暴行又は殴打に起因する損害賠償責任 ⑪借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任 ⑫被保険者*4と借戸室の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑬被保険者*4が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 等	以下の事由によって発生した事故による費用に対しては保険金をお支払いしません。 ①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意又は重大な過失 ②けんかや自殺行為・犯罪行為 ③麻薬等の使用 ④地震もしくは噴火又はこれらによる津波 ⑤戦争、内乱、暴動*1 ⑥核燃料物質の有害な特性 等

*1「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガ、疾病、損害、事故、損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

*2保険期間が1年以下の場合は「1年」となります。

*3賠償責任における被保険者は次のとおりとなります。

①被保険者本人

②被保険者本人の親権者及びその他の法定の監督義務者

*4借戸室の賃借名義人が被保険者以外の場合には、その賃借名義人を含みます。

*5「天災危険担保特約有り」タイプにご加入の場合は、地震もしくは噴火又はこれらによる津波によるケガも補償します。

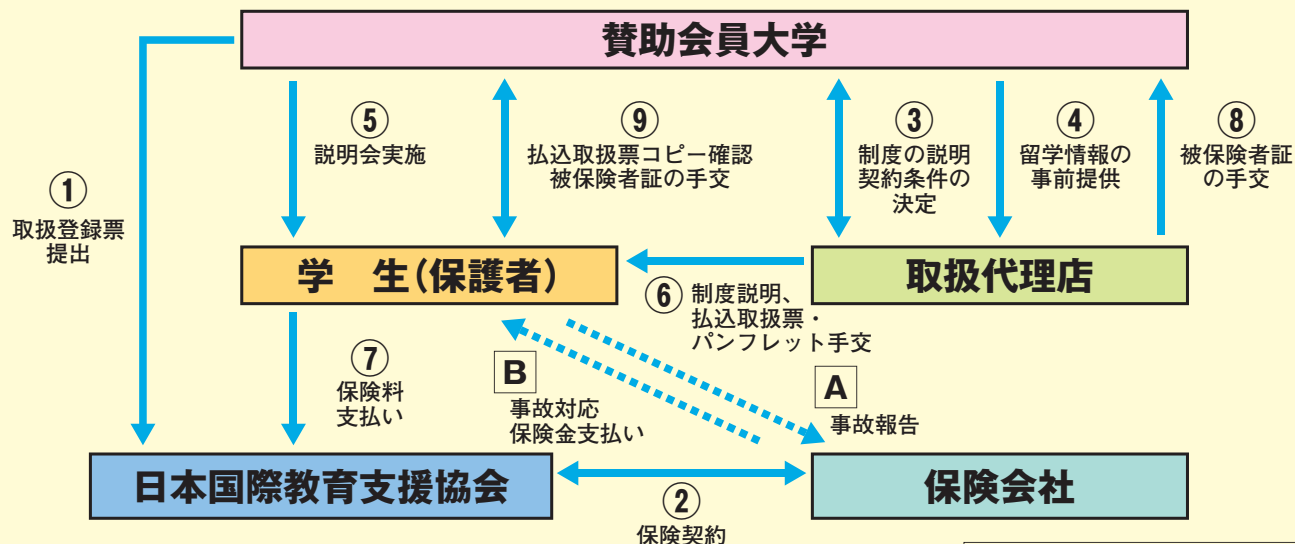
III. 学研災付帯海外留学保険(略称:「付帯海学」)

付帯海学は、大学が承認した派遣留学に参加する学研災加入者が加入できる保険です。

留学に伴う学生の負担を軽減するために、大学関係者、学生及び保護者の皆様からのご要望に応じて創設しました。学研災を導入している全国の大学に在籍する学生が対象のため、そのスケールメリットを活かした制度となっています。

1 保険の事務等の流れ

付帯
海学



* 賛助会員大学での加入事務等の取扱い

この保険を採用する賛助会員大学には、以下の事務についてご協力をお願いします。

- 本制度の学生への説明および加入の指導をお願いします。
- 取扱代理店が被保険者証を発行しますので、事前に留学情報の提供をお願いします。
(氏名、期間、留学先等がわかるリスト等)
- 学生へ加入手続きを案内できる説明会等の場を設置願います。
(払込票、パンフレット等の手交)
- 払込みが完了した学生への「被保険者証」の手交。

凡例

- 取扱登録時①
- 加入申込時②～⑨
- 事故発生時 A～B

2 保険期間

付帯
海学

保険期間は、個々の学生の留学期間に合わせ、

渡航日(住居を出発)から帰国日(住居に帰着)まで

とします。

3 対象者

付帯
海学

学研災に加入しており、在籍大学が承認した派遣留学に参加する学生
(単位認定の有無は問いません。)

※ 在籍大学が本制度の導入をしている必要があります。また、在籍大学が対象とした留学に参加する学生は、全員本制度にご加入をいただきます。

学生本人のケガや病気に関する補償

保険期間31日まで

保険期間31日超

共通

治療・救済者費用保険金

ケガ

留学先でのケガが原因で治療が必要になった場合



病気

留学先での病気が原因で治療が必要になった場合



救済費用

ケガや病気で継続して3日以上入院し、家族に駆けつけてもらうことになった場合



傷害死亡保険金・疾病死亡保険金

留学先でのケガや病気が原因で亡くなった場合



傷害後遺障害保険金

留学先でのケガが原因で後遺障害が生じた場合



持ち物に関する補償

保険期間31日まで

保険期間31日超

共通

携行品損害保険金

- 携行品が盗難にあい、盗まれたものが出てこなかった場合
- 留学先で持ち物が損害を受けた場合



(注1) 携行品（パスポートを含みます。）の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。

(注2) 携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等は合計5万円）がお支払いの限度となります。

他人にケガ等をさせてしまったときの補償

保険期間31日まで

賠償責任保険金

保険期間31日超

留学生賠償責任保険金

- 人にケガをさせてしまった場合
- 他人の物を壊してしまった場合
- 宿泊先の部屋を水浸しにしてしまった場合



5 保険金額と保険料

保険期間31日まで

保険金額	傷 害 死 亡	300万円
	傷 害 後 遺 障 害	300万円
	治 療・救 援 者 費 用	5,000万円
	疾 病 死 亡	300万円
	携 行 品 損 害	10万円
	賠 償 責 任	1億円

保険料	保険期間	7日まで	3,670円
		14日まで	5,890円
		31日まで	9,100円

※本保険料は、包括割引15%を適用した場合の保険料です。

※保険料は、毎年の本制度の保険金支払実績に基づき、「過去の損害率による割増引」を適用するため、変動する可能性があります。

※本保険料は、保険期間の一部を抜粋したものです。細かな保険期間に応じた保険料の詳細は、取扱代理店までご照会ください。

保険期間31日超

保険金額	傷 害 死 亡	300万円
	傷 害 後 遺 障 害	300万円
	治 療・救 援 者 費 用	5,000万円
	疾 病 死 亡	300万円
	携 行 品 損 害	10万円
	留 学 生 賠 償 責 任	1億円

保険料	保険期間	2か月まで	18,420円
		3か月まで	25,370円
		4か月まで	36,180円
		5か月まで	46,780円
		6か月まで	57,220円
		7か月まで	67,800円
		8か月まで	78,410円
		9か月まで	89,320円
		10か月まで	100,030円
		11か月まで	110,340円
		1年まで	121,060円

6 補償内容について

保険期間31日まで

保険期間31日超

共通の補償

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ被保険者（保険の対象となる方）が海外への留学の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

保険金の種類

保険金をお支払する場合

ケガをして



傷害死亡
保険金

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）。

傷害後遺障害
保険金

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。

病気やケガの
治療をして



治療・救済費用
保険金

- 治療費用部分
 - ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合。
 - ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合*2。
 - ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。
- 救済費用部分
 - ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）。
 - ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合（病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。）。
 - ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。
 - ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。
 - ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合。

《共通のご注意》

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b. の費用がお支払いの対象となり、c. はお支払いの対象となりません。

a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者（保険の対象となる方）が診療機関に直接支払った費用。b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用。c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。

病気をして



疾病死亡
保険金

- ①海外旅行中に病気で死亡された場合。
- ②海外旅行開始後に発病した病気*2により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。

持ち物が
損害を受けて



携行品損害
保険金

海外旅行中に携行品*4が盗難・破損・火災等の偶然な事故によって損害を受けた場合。

- *4 携行品とは？
被保険者（保険の対象となる方）が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジットカード・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。
- ※保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

保険期間31日まで

他人や他人の
物に損害を与えて



賠償責任
保険金

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物*6に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。

- *6 レンタル会社よりご契約者または被保険者（保険の対象となる方）が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。）、居住施設内の部屋・部屋内の動産（建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。）を含みます。

保険期間31日超

借りた部屋での
火災などにも備えて



留学生
賠償責任
保険金

海外旅行中に日常生活に起因する事故、または住宅*9の所有、使用または管理に起因する事故で他人にケガをさせたり、他人の物*10に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。

- *9 住宅とは？
被保険者（保険の対象となる方）の留学または旅行のための宿泊施設もしくは居住施設をいいます。
- *10 レンタル会社よりご契約者または被保険者（保険の対象となる方）が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。）、居住施設（部屋内の動産を含みます。）に与えた損害*11を含みます。
- *11 居住施設の損害のうち、次の損害については、火災、爆発、破裂および漏水、放水またはあふれ水による水濡れにより与えた損害のみお支払いの対象となります。
 - 建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合の部屋（部屋内の動産を含みます。）の損害
 - 部屋以外の損害

*2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。
 *3 特定の感染症とは？ コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回歸熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
 ※ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金額の全額を被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ! 同一のケガにより、既に支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、内乱等*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ *1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の4%～100% ! 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	上記①～④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気（疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
●治療費用部分 下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の①～③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限りま。）。 ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用（医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設客室料等を含みます。）。②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費。③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ）。④入院のため必要になった a. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。）。⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。）。⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。 ●救済費用部分 ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額。 ①捜索救助費用。②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救済者3名分まで）。③救済者の宿泊施設の客室料（救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで）。④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで）。⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。）。⑥遺体処理費用（100万円まで）。	上記①～④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ・歯科疾病
（携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした）損害額*5。 ! 乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ! 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ! お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 *5 損害額とは、修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地にて負担した場合に限りま。交通費、宿泊費も含みます。）、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で被保険者（保険の対象となる方）が支出した費用等をいいます。	上記①～④に加え、たとえば、 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ・携行品の置き忘れまたは紛失 ・山岳登山、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での銃の破壊はお支払いの対象となります。）
損害賠償金の額。 ! 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※3 被保険者（保険の対象となる方）が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	【賠償責任保険金】【留学生賠償責任保険金】共通 上記③④に加え、たとえば、 ・ご契約者または被保険者（保険の対象となる方）の故意 ・職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 ・航空機、船舶*7、車両*8、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族に対する賠償責任 *7 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *8 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。
損害賠償金の額。 ! 1回の事故について、留学生賠償責任保険金額が限度となります。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※3 被保険者（保険の対象となる方）が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象になります。	

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)



●本内容はご加入にあたり重要な情報ですので、学生の皆様に十分なお説明をさせていただいた上でお手続きくださるようお願いいたします。
ご説明に当たっては、「ごあんない(募集用チラシ)」あるいは本協会のHP (<http://www.jees.or.jp/>) をご活用ください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、引受保険会社から、契約者である(公財)日本国際教育支援協会と取り交わした保険約款等によりますが、ご不明点等についてはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款等については同協会ホームページ (<http://www.jees.or.jp/gakkensai/yakkan.htm>) 又は引受保険会社ホームページ (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>) にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。
- ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※各パンフレット、加入者のしおり、加入者証等、加入内容が分かるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員大学に在籍する学生を被保険者(保険の対象となる方又は補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約(学研災付帯海外留学保険は、包括契約)です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。この保険の名称、契約者となる同協会やご加入いただける被保険者の範囲等については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)はあらかじめ定められたご契約タイプ又はコースの中から選択いただくこととなります。ご契約タイプ又はコースについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ又はコース等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。(学研災付帯海外留学保険は、その対象とする留学の範囲、補償内容を、大学に決めていただきます。)

3. 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金

- この保険金には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約を解約される場合は、代理店または引受保険会社までご連絡ください(包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。)。なお、解約された場合、契約内容や解約の条件により、未経過期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いできる場合があります。

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

- 賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金をご支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)

2. 告知義務・通知義務等

- (1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)
 - 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
 - このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店又は引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(代理店は引受保険会社に代わって告知を受領することができます。)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。
 - もし、故意又は重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます。)は、以下の取扱いとなります。
 - ・保険期間が1年以内のご契約の場合:支払責任の開始日(*1)から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
 - ・保険期間が1年を超えるご契約の場合:支払責任の開始日(*1)から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。(*)1)ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払うことはできません。ただし、「[保険金支払事由の発生]と[解除の原因となった事実]との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にも契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば[現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合]等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店又は引受保険会社に連絡していただきたい義務)や各種手続等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求又は返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関する全ての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。

ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。

ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病又は介護を保険金支払事由とする商品に限りです)

ご加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の支払責任の開始日より前に被っているケガ又は病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません(始期前発病不担保といえます。)

ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガ又は病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年(*2)を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。(*2)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

(2) その他

パンフレット等をご確認ください。

5. 個人情報の取扱いについて

保険契約者である(公財)日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページおよび他

の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●東京海上日動・・・http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

6. 引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合は、保険種類によっては、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は一定割合まで同機構による補償が得られます。

「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類及び補償割合については、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合
学生教育研究災害傷害保険 (保険期間1年以内) 学研災付帯学生生活総合保険 (保険期間1年以内) 学研災付帯賠償責任保険(注) 学研災付帯海外留学保険	80% (破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)
学生教育研究災害傷害保険 (保険期間1年超) 学研災付帯学生生活総合保険 (保険期間1年超)	90% (5年超の契約の場合、引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は90%を下まわります。)

(注)学研災付帯賠償責任保険について上記補償の対象となるのは、ご契約者が個人又は小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人もしくは外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります。))をいいます。またはマンション管理組合の場合に限ります(ただし、保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

① 現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項

○多くの場合、返れい金は払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、全くないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

② 新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

○新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

○新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。

○新たにご加入の保険契約の保険始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。

○新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なる場合があります。
(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん保険(1年契約用)」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

8. 被保険者からのお申出による解約

被保険者からのお申出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度及び手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

9. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求に当たっては、約款に定める書類の他、以下の書類又は証拠を提出いただく場合があります。
・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したところ又は事故状況等を証明する書類又は証拠
・住民票、戸籍謄本等の被保険者又は保険の対象であることを確認するための書類又は証拠
・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等

を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等

・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真及び見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類又は証拠

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類又は証拠
・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいないう場合は、被保険者の配偶者または3親等内のご親族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

(4) 賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等を請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、下記等をご確認ください。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時に、ご契約者・被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

○以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。

・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)

○以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者・被保険者または保険金受取人が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者・被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談

東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部 文教公務室
〒102-8014
東京都千代田区三番町6番地4

☎ 03-3515-4133

事故のご連絡・ご相談 パンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

このパンフレットは、大学・短期大学向けに「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険)」、「学研災付帯学生生活総合保険(こども総合保険)」及び「学研災付帯海外留学保険(海外旅行保険)」の概要をご紹介します。ご加入に当たっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳しくは、各保険の約款等によりますが、その他詳細については、各大学にお配りしている「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の解説」等をご覧ください。本協会事業部保険・補償課にご照会ください。お申込みになる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険は、(公財)日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン日本興亜 東京海上日動(幹事保険会社) ※なお、引受割合については同協会にご確認ください。

三井住友海上

※学研災付帯賠償責任保険Lコース(法科大学院学生教育研究賠償責任保険)は、(公財)日本国際教育支援協会が保険契約者となり、東京海上日動との間で一括契約されたものです。

※学研災付帯学生生活総合保険、学研災付帯海外留学保険は、ご契約が共同保険である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。共同保険であるか否か及び引受保険会社については、各大学にお配りしているパンフレット等をご参照ください。

ご加入内容確認事項(意向確認書)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませますようお願いいたします。

学生教育研究災害傷害保険

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることを「ごあんない」及び「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
☐ 保険金のお支払事由（学生教育研究災害傷害保険、通学中等傷害危険担保特約、接触感染予防保険金支払特約を含みます。）、お支払いする保険金
☐ 保険金額（ご契約金額）
☐ 保険期間（保険のご契約期間）
☐ 保険料・保険料払込方法
2. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。
特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等学生の皆様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」、「変更事項の通知等」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。
*例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

学研災付帯賠償責任保険

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることを「ごあんない」及び「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
☐ 保険金のお支払事由、お支払いする保険金
☐ 保険金額（支払限度額）
☐ 保険期間（保険のご契約期間）
☐ 保険料
2. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。
特に「注意喚起情報のご説明」には、「主な免責事由等」など学生の皆様にとって不利益となる情報や、「変更事項の通知等」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。
*例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

学研災付帯学生生活総合保険

学研災付帯海外留学保険

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
☐ 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）、お支払いする保険金
☐ 保険期間（保険のご契約期間）
☐ 保険金額（ご契約金額）
☐ 保険料
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。
万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までお問い合わせください。
☐ お子様（被保険者一保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認いただきましたか？（学研災付帯学生生活総合保険）
なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）
（*）各区分（職種級別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。
○職種級別Aに該当する方：下記の職種級別Bに該当しない方
○職種級別Bに該当する方：アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方
「自動車運搬者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つるの製品製造業者」
☐ 加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
●『海外旅行中にお仕事に従事される方のみ』ご確認ください。
○ 申込書等の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？
●『旅行中に下記の運動等を行う場合のみ』ご確認ください。
○ 下記の運動等を行うことについて、代理店または弊社にお申し出いただきましたか？
下記の運動等を行う場合はあらかじめ割増保険料が必要となる場合があります（割増保険料をいただけない場合、下記の運動等を行っている間の事故は保険金が削減されたり、保険金をお支払いできないことがあります）。

- 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
- リュージュ、ボブスレー、スケルトン
- 航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
- スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
- その他これらに類する危険な運動

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。
特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。
*例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員大学に在籍する学生を被保険者(保険の対象となる方又は補償を受けることができる方)とする団体契約・包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として同協会が有します。ご加入いただける被保険者の範囲等については、パンフレット等をご参照ください。

お問い合わせ先（本パンフレットの発行者）

公益財団法人 日本国際教育支援協会

事業部 保険・補償課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

☎ 03-5454-5275

<http://www.jees.or.jp/>

引受保険会社

幹事会社 **東京海上日動火災保険株式会社**

担当課：公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4

☎ 03-3515-4133

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>